

日時：令和5年2月8日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、

松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、

香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、中村委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第231回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つでございます。

議題1 「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案』について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案」について、御説明いたします。

資料1-1として規則の改正案の概要、資料1-2として規則の新旧対照表とさせていただいております。資料1-1に基づいて概要を御説明いたしますが、具体的な条文や記載内容については資料1-2を併せて御参照いただければと思います。

それでは、資料1-1を御覧ください。

特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、提供してはならないこととされています。

また、この特定個人情報の提供の制限からの除外規定とされる、同条第17号における「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき」に規定されているものについて、個人情報保護委員会規則において番号法第19条第15号に準ずるものとして「税理士法第55条第1項の規定による報告の徴取、質問又は検査が行われるとき」等を規定しております。

今般、所得税法等の一部を改正する法律第13条による税理士法の改正に伴い、次の二つの規定が整備され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

一つ目は、改正後の税理士法第55条第2項の規定でございますが、国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であった者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる、とする規定です。

二つ目は、改正後の税理士法第56条の規定でございまして、国税庁長官は、税理士法の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる、とする規定です。

これらの規定について、納税者が不測の損害を被ることを防止し、税理士業務の適正な運営を確保するために行われる税理士に対する懲戒処分等を適切に実施するため整備された趣旨に鑑みまして、現在の個人情報保護委員会規則に規定されている税理士法第55条第1項と同様に、番号法第19条第15号に準ずるものとして番号法第19条における特定個人情報の提供の制限から除外するため、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行いたいと考えております。

改正内容については、資料1－2の新旧対照表のとおり、個人情報保護委員会規則の第2号の規定に、税理士法第55条第2項の規定による報告の徴取、質問若しくは検査又は同法第56条の規定による協力の求めが行われるとき、を追加するものでございます。

本日、規則の改正案について御了承いただけましたら、本委員会終了後から意見募集手続を実施し、3月下旬に意見募集結果及びそれを踏まえた規則の改正案を委員会にお諮りした上で、改正後の税理士法の施行と併せて令和5年4月1日に施行する予定です。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案の内容にて意見募集手続を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、監督関係者以外の方は退席願います。

議題2「監視・監督について」、事務局から御説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。